

令和 6 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 6 年 3 月 1 5 日（金）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	関 直 也

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和６年第５回教育委員会定例会を開催します。 本日は３名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 日程第１、署名委員を決定します。天野委員と井戸委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、継続となっております、陳情第１号「中学校英語スピーキングテスト結果の令和６年度都立高校入試への活用中止に関する陳情」について審議いたします。 これまで鋭意審議してまいりましたが、前回ご案内したとおり、本日結論を出したいと思います。各委員から順に意見開陳をお願いいたします。 まず、平井職務代理からお願いします。
平 井 委 員	これまで、スピーキングテストに関する陳情者からの資料に基づきまして、学校や教育委員会の問合せ等、保護者からの声などを確認してまいりました。著しく大きな混乱と思われるような状況はなかったと認識しております。昨年度初めてということもありまして、学校現場では生徒・保護者からの大きな動揺や、内容についての問合せ・質問等ありましたが、今年度は東京都の改善もあったことと思います。比較的落ち着いていると感じております。引き続きまして、制度や保護者の疑問点については丁寧に説明して、安心して臨めるよう対応していきたいと思っているところでございます。都立高校への活用という部分に関しましては、東京都教育委員会の所管と考えますので、本陳情につきましては不採択といたします。 しかしながら、スピーキングテストの動向につきましては、今後とも注視しまして、生徒たちに著しい不利益がありましたら、適宜適切な対応を図りたいと思っております。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございました。 続いて、天野委員、お願いいたします。

天 野 委 員	私もですね、数々の陳情書及び資料を拝見してきました。スピーキングテストの都立高校入試への活用については、東京都教育委員会で検討していく内容であると考えています。区教育委員としては実際に取り組む生徒にとって、まずは不利益にならないことを考えなければいけないと。着実に準備を進めていかなければならないために、総論として本陳情の願意には賛同ができかねるかなというところであります。 これまでの日本の英語教育では多くの人が話せるようになっていないというところから、英語教育のあり方を大きく変える仕掛けが必要なことは確かだと思っています。将来を担う子どもたちを育てるために、みんなが同じ方向を向いて努力する姿勢が問われていると思います。英語も中学校からではなくて、小学校からもう勉強がスタートしておりますので、そういったことも含めて英語教育のあり方というのが国内全体で変わっているということも確かなんです。実際に実施していく中で、課題を洗い出し改善していくこともまた必要だと思っているところでもありますので、本陳情については不採択とさせていただければと思っております。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 次に、森本委員、お願いいたします。
森 本 委 員	私自身の結論から先に申しますと、本陳情については不採択といたしたいと思います。先日ですね、開催されました文教委員会で発言させていただきましたが、確かに賛否両論はございますが、既に子どもたちがスピーキングテストに取り組みまして、そのために努力している段階ということもあり、これから有効性と公平性を担保できるように、検証、議論を重ねていくことが肝要であると思います。また、本区の目指す共生社会の実現という大きな観点からも、その意義はあると考えております。 さらには、都立高校入試への活用については、東京都教育委員会の権限と責任においてなされるものと考えます。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 最後に、井戸委員、お願いいたします。

井戸委員	都の教育委員会として、責任を持って取り組んでいるところだとは思いますが、陳情者からも様々な情報提供がありましたように、改善すべき点は真摯に受け止めて対応していただくことが必要だと強く感じます。ただ、一方で、中学校英語スピーキングテストの実施要項には、目的の一つに話すことの指導の充実が記載されています。大切なことだと思いますので、取組みを推進していく必要があると考えます。 また、動機付けとしての意義もあると考えますので、東京都教育委員会に対して、入試への活用中止の意見書を出すことを求める本陳情については、不採択といたします。
教 育 長	ありがとうございます。 ご意見ありがとうございました。最後に私のほうからも意見を述べさせていただきます。 これまで陳情者の方から何回か貴重な参考資料等もいただきました。私も熟読させていただいて、なるほどと思うところも多々ございました。現場の声も聞きながらということでございますし、私自身も現場の教員の考えですとか、校長先生方の意見とかそういったものも聞いてまいりました。入試活用というところでは課題もございますけれども、やっぱりしっかり子どもたちの英語力を伸ばすという視点に立って、子どもたちが心配にならない、保護者が不安にならない、そして現場の先生方の負担、そういったものも実際にあるように聞いておりますので、そのあたりのところを改善要望等、東京都のほうにも出していきたいと、そのように考えております。 また、実際、私もちょっとやってみましたけれども、問題に関して何かもう少し子どもたちにとって身近なテーマで、何かやったりするようなものがないのかなという要望みたいのもありますので、しっかりそういったものは東京都に伝えながら、現場の学校の子どもたちが自分の一生懸命やってきたものに対してチャレンジする、実力を試すいい機会ではあるんですけども、先生方の負担というところでは課題もありますので、そういったところを改善要望はしていきたいと。ただし、今ここで陳情のとおりのもを出していきますと、こういったことが起きるのは間違いないので、そういったことはなかなか難しいと、そのように考えて、私も不採択という形での考えでございます。 皆様のご意見を踏まえますと、東京都教育委員会に意見書を提出する必要はなく、本陳情については不採択ということでよろしいでしょうか。

教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、陳情第１号については、不採択とすることといたします。 ただし、皆様からご意見いただいたように子どもたちが安定した学習環境で、スピーキングテストを有効活用できるような対応を継続していきたいと思ひますし、運用面でも教員や子どもたちの負担になっている部分については、これまでも何回も申し上げてまいりましたが、東京都教育委員会に改善を要望していきたいと思ひます。 以上で、陳情第１号の審議は終了します。 次に、第９号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課 長	それでは、ご説明させていただきます。資料としましては、新旧対照表をお配りさせていただきました。今回は規則の改正でございますが、先立ってこの幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正、こちらにつきまして、１月２３日の第２回教育委員会定例会で議決をいただき、現在、区議会定例会のほうでの審議がなされているところでございます。それに伴っての改正というところでございますが、改正の要旨は大きく３点です。一つは条例の改正でございましたように、「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」ということで改めるというところです。そのほか、出産支援休暇の拡充と定年延長に伴う文言の整理というところでございます。 それでは、新旧対照表のほうをご覧ください。第１７条の２、第４項の部分をご覧くださいだけだと思いますが、右側の旧のところで「再任用短時間勤務職員」とありますが、こちらが左側になりますと「定年前再任用短時間勤務職員」ということで、定年延長に伴う制度の変更で名称が変更となりましたので、文言の整理をするところであります。 続いて、１９条をご覧ください。表題にございますように、休暇の名称が「妊娠初期休暇」から「妊娠症状対応休暇」に変更となっております。 また、右側、旧のところをご覧くださいだけだと思いますが、妊娠初期休暇は、妊娠初期（妊娠四月程度までの期間）というところで定められておりましたが、左側を見ますと「妊娠中」ということで、妊娠初期に限らず妊娠中は取得できるという拡充がされております。 また、第２項にございますように、１回の妊娠について、右側には「一回に限り」というふうな制限がございましたが、左側にはそちらがなくなっ

	ございまして、取得の回数の制限がなくなりました。また、一番最後の行から次のページにかかるところで、日を単位として従前は「引き続く七日以内」となっていたが、新のほうでは「十日以内」ということで取得できる日数も拡充したところがございます。 続いて、第23条、出産支援休暇でございます。 黒字の部分になりますけれども、この休暇は、職員がその配偶者等の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇ということで、日を単位として二日以内で承認するという形でございます。 こちらにつきまして、左側の新をご覧くださいますと、ただし書き以下にございますように、職務に支障がないと認めるときには一時間を単位として承認することができるということで、日数は変わらないんですけれども、細かな単位で取得できるように拡充するものであります。また、例えばフルタイムで勤務する職員につきましては、1日の勤務時間が7時間45分となっております。そうしますと、1日1時間ずつ取得していくと最後に45分の余りが出る、あまりの部分の処理を定めてございますのが、こちらの23条の3項であります。また、4項以下には、4項及び5項につきましては、短時間勤務の職員の取扱いにつきまして規定をしているところであります。それ以降、3ページ、4ページ、5ページと、再任用短時間勤務職員の文言整理のところが続きまして、一番最後のページ、6ページになりますが、付則にございますように、この規則につきましては条例と同様になりますが、令和6年4月1日から施行するというものであります。また、経過措置といたしまして、従前の妊娠初期休暇の承認を得ていたものについては、この改正後の妊娠症状対応休暇とみなすという経過措置を設けているところであります。 説明は以上です。
教 育 長	この件について、何か質問・意見などはございますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ございませんか。なければ、第9号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。

教育推進課長	次に、第10号議案「江戸川区教育委員会傍聴人規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 それでは、ご説明させていただきます。 傍聴人規則の新旧対照表をつけさせていただきました。今回の改正は、社会情勢及び傍聴の対応の現状に即して表現を見直すものであります。 まず、タイトルといいますか、表題のところにございますように、これまで旧のところでは「傍聴人規則」となっていたのですが、「傍聴規則」と改めてございます。これは他の自治体の同様の規則等も確認いたしました、こういった表題になっているところが多数でありますので、直させていただきました。 また、第4条、傍聴ができないものを規定するところにあたりまして、第1項第1号であります、旧をご覧くださいと「傘、棒、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者」とありますが、傘や棒というところにつきましては、ちょっと実態と合わないというところがありますので、これを持っているものを傍聴できないというような規定は、今回、削除させていただきました。 また、第4号にございますように、「議事」となっているところを「会議」と改めさせていただいてございますが、これも他区の同様の規則にならった改正でございます。 続いて、次のページでございますが、第6条、傍聴人の守るべき事項のところでございますが、第4項をご覧くださいと、右側のところにありますように「帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。」というふうにございます。こちらが現状と合わないかなというところがありますので、今回、削除させていただきました。 また、第7条、撮影及び録音等の禁止というところで、右側の旧をご覧くださいと、「写真」の次に「ビデオ、映画等」とございますけれども、ビデオや映画というよりは現状としましては、写真の新しいほうにございますように「動画等」というようなところで表現を変えさせていただいたところがあります。 また、3ページ目をご覧くださいと、第10条様式を追加してございます。これまで傍聴券につきましては、ございましたけれども、規則に直接規定をしてございませんでしたので、今回、必要な様式ということでこちらに定めさせていただくというところがあります。規則の施行期日は令和6年4月1日とさせていただきたいと思っております。
--------	--

	次のページ以降に、傍聴券の「新（表）」「新（裏）」「旧（表）」「旧（裏）」というふうにそれぞれございます。最初に新の表、真ん中の一番上のところにありますように「新（表）」でありますけれども、赤字で記載されている「傍聴券（控）事務局提出用」という記載がこれまでなかったもので、これ追加させていただきました。 また、次のページでございますが、表題「傍聴について」というふうにございますが、旧では実は「傍聴人心得」というふうな名称でありましたが、ちょっと表記としてあまり最近使う表記ではありませんでしたので「傍聴について」という表記に改めております。また、その他こちら裏側については、規則の改正に合わせた表記に訂正してございます。 次のページ、「旧（表）」でありますけれども、住所のところに「区」「町」「丁目」「番号」等があらかじめ印字されておりましたが、かえってこれがあると書きにくいというような声を傍聴者の方からいただいております。また、あわせて氏名の下に年齢を書く欄がございましたが、これも不要なのではないかというところもご意見としていただいておりますので、今回、この線の部分、「丁目」等の印字、また、年齢の記載をする部分の欄を削除させていただいたところであります。 規則改正並びに様式を定めるというところで今回改めさせていただければと思います。 説明は以上です。
教 育 長	この件について、何か質問・意見などはございますか。
天 野 委 員	1点確認というか教えていただきたいんですけども、傍聴人、例えば、コロナを経て今があるものですから、体調を崩したりとか、高熱があるとかそういったことは申合せというか、もう当たり前のように、そういう人はいらっしゃるという前提の中での言葉ということで解釈してよろしかったでしょうか。
教育推進課長	基本的に傍聴者の体調については、こちらの規則の中では特に制限はございません。ただ、当然、コロナ禍などの場合のように、社会情勢一般として、体調の悪い方、発熱中の方はご遠慮いただきたいというような事態があれば、それに応じて対応させていただきますけれども、規則自体には定めがないところであります。 以上です。

教 育 長	ほかいかがでしょうか。
平 井 委 員	ちょっと確認させていただきたいんですけども、傘とか棒はあれですけども、現在、外とう等は冬場でも着たままでは部屋に入ってこれないという、傘は外に置く、上着は脱いでいくということですか。
教育推進課長	実情といたしまして、例えば外とう等は持ってこちらの中に入っていたいておりました。規則上は本来、極論を言いますと武器になる可能性がある長めのものとか棒状のものは持ち込まないということになってございましたが、現状としまして、マフラーであったりとか、外とうについて、全て外に置いてきてくださいという対応をしていなかったものですから、現状に合わせて改正をするということにさせていただきました。
平 井 委 員	ありがとうございます。9条にも係員の指示に従ってくださいというのがあると思いますので。あと、その傍聴券の裏にも書いてありましたね、係員の指示に従わなきゃいけない、その辺でカバーできる範囲ということで。ありがとうございます。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。 中身的にかなりソフトになったというか、今日も傍聴の方はおいでいただいておりますけれども、いい方向というか、現実には照らした形なのかなと思っております。 ほかになれば、第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、追加議案、第11号議案「教職員の人事について」を議題とします。 この議案は人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕

教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴人の方は退出願います。 なお、秘密会終了後の再入室は可能です。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、令和9年度学校閉庁日の決定について、事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、ご報告させていただきます。 令和6年度学校閉庁日の設定についてでございます。1番の目的にございますように、働き方改革の取組みの一つといたしまして、教員の休暇取得を促進するため、学校・幼稚園において、原則として業務を実施しない日を設定するのがこの学校閉庁日であります。 期間としましては、来年度令和6年度は8月13日（火）から8月16日（金）を閉庁日と設定させていただきます。 なお、8月10日（土）、11日（日）の祝日、12日が振替休日ということでございますので、土日祝日と合わせて、この間の平日を学校閉庁日とすることで、休暇を取りやすくするというものでございます。 運用としましては、こちら4番にございますように、学校・幼稚園を閉門とする。また、業務は原則として実施しない。部活動も休養期間とする等々ありますが、7番にもございますように、すくすくスクールについては、就労中の方のいわゆる学童機能もありますので、これは実施をさせていただきます。 5番の緊急時の対応にございますように、何かしら緊急対応が必要な場合には、学校と教育委員会が連絡を取れる体制をしっかりとります。 6番の周知にございますように、ホームページ、また関係者の方には文書を配布するなどして、この周知も行った上で実施をさせていただく予定です。 ご説明は以上です。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問等あればお願いします。

平 井 委 員	確認です。年末年始の期間はこの設定なかったででしょうか。
教育推進課長	年末年始は勤務を要しない日ということで、あらかじめ勤務日の中で除外をされておりますが、それとは違って本来勤務が必要な日なんですけれども、この学校を開けないというのがこの学校閉庁日になりまして、これは夏休みのこの期間だけ、毎年設定をさせていただいています。
平 井 委 員	ありがとうございます。
天 野 委 員	運用の4番の(8)の中で、区や他団体が行事等で使うというところの中の、利用当日は利用者の責任において施錠等のということは、鍵を利用者が管理するというのかなというところの解釈の中で、今までそういう問題になるというか、信頼関係でお渡ししているんでしょうけれども、もうそういうところで問題が、なくしてしまったとかですね、ということはありませんでしたか。大丈夫でしょうか。
教育推進課長	なくしてしまった事例がゼロかどうかは、その辺ちょっと分からないんですけども、大きな問題になった事例はありません。鍵を貸し出すに当たりましては、しっかりと信頼関係のある団体さんに対して、開け方、締め方、また管理の仕方等も、しっかりとご説明させていただいた上で実施してございますので、特に問題はないというものであります。
天 野 委 員	ぜひですね、今こういった時代でもありますので、その鍵に関しての取扱いというのを、今までと同様に厳しくというか、お願いしたいと思います。
教育推進課長	補足でございますが、お貸しする場合、概ねいわゆる体育館の鍵等々、あと校門の鍵もございますけれども、いわゆるセキュリティ上問題になるようなところの鍵ではなくて、夜間の貸出し等でも場合によっては鍵をお貸しするような場合のある、そういったところの鍵になりますので、大きな事故になるようなことはないような形で運用してございます。
天 野 委 員	分かりました。ありがとうございます。
教 育 長	いかがでしょうか。

百々教育研究所 長	ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に「いじめ電話相談（令和５年度２月分）について」事務局から説明をお願いします。
	２月分のいじめ電話相談につきまして、ご報告させていただきます。 ２月は全部で４件ございました。学齢別・男女別件数でいきますと、小３の男子児童が１件、中１男子生徒が１件、中２女子生徒が１件、中３女子生徒が１件、計４件となります。主訴別は暴力に関すること、無視、言葉直接的なもの、間接的なもの、そして持物に関すること、そしてその他と、計１０件となっております。架電者としましては、全て母親となっております。 以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、質問・意見等あればお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和６年第５回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後１時５９分